

令和5年第4回尾道市教育委員会会議録

日 時 令和5年3月23日（木） 午後2時30分 開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 村上委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、村上委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち重要な項目がありましたら、順次報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課に関わります業務報告並びに行事予定について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをお開きください。

まず、業務報告については記載のとおりでございます。

行事予定についてでございますが、行事予定の3行目、小学校トイレ洋式化修繕（栗原小学校外5校）についてでございますが、こちらは2月議会で補正をさせていただいたものでございます。本日、入札予定となっております、今後、8月末の完了を目指して、事業を随時推進してまいることとしております。今年度中に契約を行い、翌年度に繰り越して、来年度執行というような事業でございます。

御説明は以上でございます。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。生涯学習課に関わる業務報告及び行事予定について御報告いたします。

2ページを御覧ください。

まず、業務報告でございます。

2月27日から3月20日までの間、公民館で7つのオンライン講座を開催し、約140名の方に御参加をいただきました。このうち、2月27日と3月13日には、市内の公民館と宮崎県日向市をつなぎ囲碁交流を、3月2日には、栗原公民館

と土堂公民館で開催してますピラティスヨガを、それぞれの館に加えて、御調の河内公民館と自宅からも参加できるように同時配信しました。

参加されたほとんどの方がオンラインでの受講に満足されており、遠方の人との交流ができてよかったであるとか、好きな場所で時間の融通が利く、子育て中で気兼ねをせず参加できたなどのお声をいただいております。

一方で、オンラインに慣れてないであるとか、音声聞きづらいなどの御意見もありましたので、これらの課題については、今後、改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、行事予定でございます。

3月25日土曜日に、東尾道多目的競技場の人工芝グラウンドの完成を記念して行事を行います。当日は、地域の町内会長をはじめ来賓の方に御出席をいただきまして式典をするほか、施設を無料開放しまして、グラウンドゴルフやフライングディスクなどの体験、またリースペースなどを設けることで、多くの方に人工芝を楽しんでいただきたいと考えているところでございます。

次に、図書館について、指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。

3ページは中央図書館でございます。

業務報告につきましては、3月12日に、津軽三味線演奏会を行い、64名の御参加をいただきました。当日は、けん玉パフォーマーの方も来られて、演奏に合わせてパフォーマンスを披露するなど、新しい試みも行われたとのことでございます。

行事予定につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

みつぎ子ども図書館でございます。

業務報告につきましては、記載のとおりでございます。

行事予定でございますが、3月26日に、図書館前広場で春待ちコンサートを行います。子供も楽しめる春にちなんだジャズをギターとキーボードで演奏するというところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

因島図書館でございます。

業務報告でございますが、2月26日に、ライブラリーコンサート「冬」を行い、146名の方が参加をされました。入場には事前に整理券が必要ですが、整理券がない人まで会場に来るほど人気のコンサートだったとのことでございます。

行事予定につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

瀬戸田図書館でございます。

業務報告でございますが、2月26日に、図書館ホームページ活用相談会を開催し、3名の方の御参加がありました。本の探し方や予約方法、電子図書館の使い方などをお伝えしました。参加された皆さんは、相談会以降、ホームページからの本の予約を積極的に行ってくださっているということで聞いております。

行事予定につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

向島子ども図書館でございます。

業務報告につきましては、記載のとおりです。

行事予定でございますが、3月26日に、親子でdeチャレンジワークショップ「つくってあそぼう！くつしたにんぎょうげき」を行います。こちらは、使わなくなった靴下で人形を作り、その人形を使って、歌ったり、体操をするというワークショップでございます。

以上で図書館の業務報告を終わります。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、業務報告でございます。

因北中学校と重井中学校の体育館の非構造部材耐震改修工事については、2月末をもって予定どおり完了しております。

因島南中学校エレベーター戸開走行保護装置設置業務については、工期を3月末の予定として行事予定にも記載をしておりますが、先週末には作業を完了した旨報告を受けております。

続いて、行事予定でございます。

新年度のスタートに当たり、予算執行や学校施設の維持管理等において、学校職員と連携を図ることを目的として、4月の初旬に、因島瀬戸田地域学校事務説明会と学校技術員説明会を開催する予定です。

以上でございます。

○**村上美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告いたします。

9ページを御覧ください。

最初に、尾道市立美術館について御説明します。

業務報告につきましては、2月18日から3月5日まで、第20回絵のまち尾道四季展を開催し、2707名の来館者があり、1日平均169名でございました。

3月11日から5月7日まで、特別展「町立湯河原美術館コレクション 平松礼二展」を開催しており、3月11日には、平松礼二氏と美術評論家の石川健次により、「平松礼二の世界」と題して特別記念対談を開催いたしました。42名の参加がございました。

続きまして、行事予定でございますが、この特別展期間中の4月16日には、当館学芸員によるギャラリー・トークを、そして4月22日には、茶道裏千家淡交会尾道支部による記念茶会を開催する予定でございます。

圓鏝勝三彫刻美術館につきましては、3月28日から6月25日まで、「圓鏝勝三 悠々自適」を開催します。圓鏝勝三の作品といえば、生き物に対する愛情や平和を願ったものが多く見られますが、一方で制作の際の日々のスケッチなどは自由な発想を楽しみ、心のままに制作しています。本展では、ふだんよく見られる作風とは一味違った圓鏝勝三の心の思うままに制作された作品を中心に展示します。また、会期中は、館内休憩室にて、御調町をテーマとした写真展を合わせて開催します。

平山郁夫美術館におきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課の業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

10ページを御覧ください。

まず、業務報告についてですが、3月3日に尾道南高等学校、3月8日に中学校、本日、3月23日に小学校で卒業証書授与式が行われました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加者や式次第の縮小を伴う式ではありましたが、4年ぶりに御来賓をお招きし、どの学校も厳粛な中にも感動のある卒業証書授与式であったと報告を受けています。

また、このたびの卒業証書授与式は、卒業生と教職員はマスクを着用しないことを基本としながらも、希望する者は着用してもよいこととしておりましたが、どの学校も混乱なく行われたと聞いております。

3月20日、尾道南高等学校で修了式が行われました。

続いて、行事予定についてですが、3月24日、全ての小・中学校で修了式が行われます。

3月31日、辞退職者辞令交付式を行います。今年度末で退職する教職員は、

定年退職が29名、辞職者が19名です。

また、令和5年度は、4月1日が土曜日であるため、採用、新任、異動する管理職に対し、3月31日に辞令交付式を行います。

4月3日、異動してくる職員について、各学校で辞令交付式を行います。

また、4月3日、新規採用者辞令交付式を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度から集合しての辞令交付式は行っておりませんでした。4年ぶりに実施し、意欲を持って教職員人生の初日を迎えることができるようにしたいと考えております。今年度の新規採用者は40名です。

4月6日、全ての小・中学校、尾道南高等学校で始業式が行われます。

4月7日、入学式が午前小学校、午後中学校、夕刻に尾道南高等学校で行われます。

なお、百島小学校は、令和5年度から休校になるため、入学式は行いません。

4月10日、尾道市小・中学校校長会議を行います。

4月19日、学校経営サブリーダー研修会を行います。

また、久保、長江中学校区の学校再編に関わる地域説明会を3月25日に土堂小学校区、3月28日に久保小学校区、3月29日に山波小学校区、3月30日に長江小学校区を対象に行います。

以上でございます。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

まず、業務報告です。

3月1日、適応指導教室自然体験活動を実施いたしました。今回は、人権文化センターでみんなでおもしろ実験の体験をしました。生徒3名とその保護者2名が参加し、午前の部は、講師に百島小・中学校小原校長を迎え、三角フラスコの中に入っている松ぼっくりを出す実験など、児童・生徒が興味の湧く実験を体験することができました。午後は、福山少年自然の家の指導員に来ていただき、仲間づくりのプログラム、ボール運びゲームなどに取り組み、笑顔もたくさん見ることができました。

同じく3月1日、第3回尾道市いじめ防止対策委員会を実施いたしました。

4名の委員から、本市のいじめ事案2件の具体的な助言をいただきました。転校に関わる事案では、指導の中でいじめは犯罪であるときっちり指導すべき

ところは指導し、被害者に寄り添って進めること、被害児童の今後のケアをしっかりとすること、教職員から管理職へ報告ができるよう、業務の一部に組み込むこと、また長期間の取組となっている事案については、時間がかかっており、学校への信頼が失われている、被害者に寄り添って、学校がしっかりと取り組んでほしい、初期対応や指導がうまくいっていれば、ここまで難しくならなかった、注意すれば収まるレベルだと捉えられても、いじめという意識で対応するなど、初期対応が大切であるなどの助言をいただきました。これらの助言は、校長会とも共有し、今後の教育委員会からの指導、学校での対応に生かしてまいります。

3月20日、第12回尾道市教育相談連絡協議会を、4月から教育支援センターとなる因島体育センターで実施いたしました。4月からの運営についての協議やHAKKOパークの見学も行い、3月末の移転、4月からのスムーズな運営と機能の充実に向けて取組を進めてまいります。

次に、行事予定についてですが、それは記載のとおりでございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問ございますでしょうか。

○豊田委員 学校経営企画課の御説明の中で、19名辞職者が出たということのお話がありましたが、これはどういう類いのものでしょうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今、辞職者19名について御質問がありました。

その多くは教諭に関わるものでございますけれども、辞職の理由については様々でございます。ですが、例えばベテラン層になりますと介護の必要性でありますとか、若年層でありますと御本人の御結婚であるとか、御結婚に伴う転居でありますとか、そういった理由が多いように感じられます。

以上でございます。

○豊田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかにいかがでしょうか。

○村上委員 庶務課にお伺いしたいんですが、小学校のトイレの洋式化ということなんですが、今年度でどのくらい達成できたんでしょうか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。トイレの洋式化でございますけれども、令和2年度までに50%、基本的には1か所のトイレに男性用1、女性用2のトイレを配置するという目標はその時点で達成しております。ただ、その後、運用していく中で、大規模な学校、例えば栗原とか、高須とか、高西というような

学校につきましては、児童数に対して、洋式化されたトイレの便器の数が相対的に少ないということがございましたので、そういった大規模校を中心に一定の基準を設けて、例えば25名までは2基、それを超えると3基とか、そういったルールを決めさせていただいて、大規模校を中心に整備を行わせていただいたものでございます。

率がどれだけ上がるかというところまでは十分検証はしていませんけれども、基本的にはこれによって、大規模な学校においては洋式のトイレを大変選びやすくなるというような状況、4基中3基が洋式とか、6基中5基が洋式とかというような形で、確保できる予定になっております。

以上でございます。

○村上委員 その中で障害者用トイレは何基ぐらい、各校1基あるんですかね。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。障害者用トイレというものは、ランク、内容にはかなり差はあるんですけれども、いわゆるバリアフリー化されたようなトイレというものは9割以上の学校で整備されてるというふうに認識しています。

以上です。

○村上委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○奥田委員 学校経営企画課のほうにお尋ねしたいと思うんですが、言葉の問題なんですけれども、行事予定の、例えば3月24日、尾道市立小・中学校修了式という言い方になっております。これ以前は終業式といったものじゃないかと。始業式は始業式として残っております。修了式という、尾道南でも使われていますが、その言葉の定義といいますか、いつぐらいからこういう形にしているのか、これは全国的なのか、そのあたりの言葉の説明をいただければと思います。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。終業式と修了式という言葉の違いでございます。

1学期の終業式は終業式、2学期の終業式は終業式、年度末に行われる式が修了式というふうに呼んでおりまして、これは規則上もそういうふうになっております。修了といいますのが、その1年間の全ての教育課程の学習を修了したということを証するために行う式でございまして、修了証書も各学年に発行するということから修了式というふうに年度末のものだけを言っております。

これは全国つまびらかに調べているわけではありませんが、恐らく全国そう

ではないかなというふうに思っているところです。

○奥田委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○奥田委員 はい。

○佐藤教育長 ほかに。

○木曾委員 教育指導課に質問をさせていただきたいんですけど、いじめ防止対策委員会が開催されて、いろいろ御助言をいただいたということなんですが、やはり初期対応に問題がある、課題があるということ、これって今に始まったことではないというか、もう以前から、初期対応の大切さっていうのは、学校内の研修とか、校長先生方もよく心得てらっしゃると思うんですけど、それでも発生してしまう。これはどこに大きな問題があるとかっていうことは検証されてますか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。いじめの事案で教育委員さん方に事例としてお示しするものについては、まずもうほとんどが初期対応がうまくいっていない、長期化している、子供たちに不利益を与えているという事例だというふうに思います。

やはり学校の中で、一番は担任なりがその事象に気づいたときにスムーズに上に上げていけるか、風通しのよい職場になっているかどうか、ここの情報共有ができるかできないかで、最初の対応がもうほぼ決まってしまう、1日、2日が非常に大きい。即時対応ということができていないということで、これについては事例が起きるたび、起きてはいけないんですけども、起きるごとに検証させていただいて、校長会でも事例を紹介しながら、ここを気をつけてくださいというようなことについては、毎回、事例検討をしてやっているんですけども、なかなかここが浸透してないというか、本当に課題だと思っております。

来年度も、子供たちにこういった思いをさせることがないように、最初の4月の段階から、新しい校長にもなりますし、また4月には教頭等を集めた研修会も行いますし、生徒指導の研修会も行いますので、来年度の一番最初のときにいじめ防止、ここは最重点で指導していきたいなというふうに思っております。

○木曾委員 委員会の名称でいじめ防止となっているんですけど、いじめって多分ゼロにはできないんですよ。いじめが発生したときにどんな対応ができるかとか、どれだけ早く小さな芽を潰していくことができるかにかかっていると思うので、私は我が子が加害者にも被害者にもなってほしくないんです。被害者

になっても親は悲しいですが、加害者になって、誰かを傷つけて、その傷を負うというか、背負うこともしてほしくない、親としても思っています。どの親御さんもそうだと思うんです。これを、どの子どもどの保護者も体験せずにいられるっていうのも、学校現場で本当にきめ細やかに対応していただかないと、それってできないのかなと思います。小さなことでもとにかく報告を、先輩でもいいですし、管理者でもいいので、こんなことが起きた、本当にささいなことでもしっかりと連絡、報告、相談ができるような体制を各学校でつくってください、ぜひお願いします。

○**奥田委員** 先ほどのに関しまして、いじめを学校内で防ぐというためには、校内でのいろんな連携、報告、相談体制をしっかりと確立するという、そのとおりだと思います。

あわせて、例えば教育委員会への連絡とか相談の窓口は教育指導課のどういう部門になるのか。そのあたり、早く相談してもらっとれば、教育委員会として適切なアドバイスもより早くできると思うんですね。そここのところが、今回の事例を聞いてみても、困ったときに校長が相談するというのがちょっと遅れてるような。だから、相談しなくとも学校の中で何とかという、そうじゃなくて、いじめ事案が起こったら、校長が認識した、管理職が認識した時点で、必ず第一報を入れて相談すると、こういうふうにしようと思います、これでいいでしょうか、うん、それでいきましょう、こう視点も加味してくださいとか、そういう相談体制をより充実するっていうことがやはり必要なんじゃないかと思います。その辺どうでしょうか。

○**小柳学校教育部長** 教育長、学校教育部長。奥田委員御指摘のところはごもっともだというふうに思います。現在、いじめとか生徒指導事案等については、一律に小さなことでも即時報告は求めていなかったことがあります、全て。ただ、学校内でやっぱり解決できる部分は学校内で解決、自助努力でしていただくことにしておりましたが、こういった、特に今年度、大きな事案も起きたということですから、一報をまず入れていただくような指導をしていかなければいけないというふうに思いますし、教育委員会としての指導性を発揮していくことが、一つでも二つでも早期解決につながるのであれば、もうやっていかなければいけないと思いますので、そのあたりも内部で再度しっかりと協議をさせていただいて、校長会に提示していけるように整えていきたいというふうに思っております。

○**奥田委員** お願いします。

○**村上委員** 生涯学習課についてお聞きしたいんですが、スマート公民館でオン

ライン講座をやっておられるんですけども、結局オンラインでの参加者は何人だったんでしょうか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。今回のスマート公民館は、来年度から本格的に実施するに当たりまして試行的にやっております。今回、7つの講座をしまして、合計で138名の御参加をいただきました。それぞれ、例えば囲碁であれば7人、最高の入浴法、これであれば23人と、参加率はいろいろ違うんですけども、トータルで138名ということでございます。

もう多くの方が今回初めてこういったオンラインで参加したんですけども、すごく高い評価をいただいております。ただ一方で、囲碁なんかは操作にちょっと不慣れなところがあるので、こういったところをもう少し慣れてくればいいのかとか、そういったお話はありました。あとは、もう一つ、音が割れるというか、なかなか聞こえづらいという場面もあったということなんで、そういったところを今後、改善していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○村上委員 先ほどのいじめの件なんですけども、担当教員が認知する場合に、子供からの申告みたいなものを積極的に進めるというか、告げ口みたいになるかも分かりませんが、例えばアンケートを時々取って、気になることがありますかとかというようなことはやっておられるんでしょうか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。いじめアンケートについては、児童・生徒、それから保護者に対して毎学期行っております。それと、事案が起きた場合には再調査ということで適宜行っておりますので、そういった情報を得る努力はしている。

ただ、これまで課題になってるのは、いじめアンケートに書いてきたものを、例えば担任に出したときに、すぐ開封して、すぐ情報共有をしていなくてトラブルになっているということもこれまでありましたから、特にこのアンケートについても、これまで出てきたらすぐ見て、記述があったらすぐ生徒指導主事、管理職に上げて、情報共有を図るということは徹底を継続させていただいておりますが、これもまた新年度になりまして、若手の教職員等もまた入ってきますので、再度徹底を図っていかなければいけないかなとは思っております。

○村上委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかどうでしょうか。

じゃあ、ちょっと私のほうから、さっき村上委員が生涯学習のとき聞いてくださいましたが、138人、140名の中で、一番オンライン講座の今後の展開から

すると、若年層をいかに呼び込むかというのがそもそもの狙いということだったと思うんで、140名の年齢構成みたいな部分というのが分かれば教えてもらえますか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。140トータルでの年齢構成というのは出してないんですけども、例えば囲碁であれば、今回70代の方がほとんどの御参加でございました。若年層で言いましたら、50代以下の方が1名ということで、60代、70代、80代の方が19人中18人というような状況でございました。

また、ピラティスヨガ、トータルで21名の参加なんですけれども、40代以下の方が6名、50代が5名、60代が6名、70代が4名というような構成になっております。40代以下の方、こちらの方が、子育て中なんですけれども、参加しやすいような高い評価をいただいているところでございます。

○佐藤教育長 特に7つの講座ということになったときに、今は若年層を呼び込む展開の講座というのを意識的にこの中に入れたとかというようなことはなかったんですか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。今回は3つのパターンの講座をやっております。1つは、市内の公民館と県外の公民館の交流する講座、それと1つの公民館で開催している講座を同時配信をして市内のほかの公民館でも共有するもの、それと最後は一般的に普通に配信されてるNHKの講座みたいな、そういったものを配信するのを視聴する、その3種類をやっております。

○佐藤教育長 分かりました。

今回、特に若年層を対象にした意識を持った講座展開はしてないという理解でいいですよ、そういうふうに分かれました。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。その中で、先ほどの講座の配信であれば、若者向けの講座も少し選んで開催したところもございます。例えば、ヨガとか、セルフ整体、こういったものも若干若者の方が興味を持つような講座もチョイスをしたようなところもございます。

○佐藤教育長 要は、施策展開をしたときに、狙いと実態がどういうふうに乖離をしているのかとか、合っていると、狙いはうまくいってる、じゃあこの延長線上に施策展開をしよう、そういうところを意識した、今後、講座展開をしていただければ、よりやったことの意図が実績として出てくるようなことで展開をしていただければと思いますので、よろしくお願いをします。

○村上委員 さっきのオンライン講座の件なんですけれども、将来的には、尾道市民であれば24時間いつでも講座が見れるような形になるんですかね。要は、

公民館ライブラリーみたいなのをつくって、そこにアクセスすれば24時間いつでも見れる。だから、昼だけじゃなくて、仕事が終わって、例えば11時頃でも、アクセスすれば見れるような形にすれば、非常にいいんじゃないかなと思うんですけど、それは計画としてはあるんでしょうか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。現時点では、24時間配信ってところまでは想定はしておりません。私個人の考え方なんですけども、講座を自宅で閲覧できるというよりは、やはり公民館のほうに来ていただいて、そこで同じ興味のある方と交流をしていただく、そういったこともやはり公民館では必要ではないかなと思っておりますので、今後、そういった24時間配信っていうのは検討の余地はあるんですが、現時点ではそういったところまでは踏み込んで考えておりません。

以上です。

○豊田委員 11ページの教育指導課について御質問します。

4月に入りまして、また学力定着実態調査というのが小学校も中学校もあるようになっていきますけれども、令和4年度の実績はほぼほぼ全国平均並みだったように思うんです。さらによくしていくための春休みの期間の2週間というのは非常に大きいように思うんですが、その期間に与えられたことをするというのではなくって、ぜひ学力定着に向けての現学年の復習なり、予習はまだ教科書があれですから、復習をしっかりして、自分自身で分からないこと、分かること、そのあたりを考えながら自学していくことが要るんじゃないかなと思うんですが、学校でもいろいろ課題を出されるかとも思いますけれども、そのあたりを、課題から出たからやるとかというのではなくって、自分が分からないところを分かるように、学習計画を立てて進めていくというふうなことを、ぜひ尾道っ子にはやってほしいなっていう気がいたします。

以上です。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。この春休み期間は本当に重要なものだと思います。多分子供たちは開放感にあふれて、ただ新年度に向けてはわくわく感もあったりということだと思います。

教育委員会の取組としましては、タブレット端末はこの春休み期間は使えないことになっています。これは、どうしても6年生は1年生に向けて、3年は中1に向けてということで、IDとかの全部変更とか、機種の確認とかもさせていただきます。在校生についても、年度に1度は全て回収をして、確認作業をさせていただきますので、タブレットの持ち帰りというのはできないことになってるんですが、これまでのタブレットを使った学習を家庭にある機器を使

ってやってくれればいいなあということは思っています。

各学校の全ての実態は把握してませんが、どの学校も何も与えてないということはなくて、宿題は与えているような状況と聞いてますけども、あとはこれまでの主体的な自主的な学習ができるような営みを各学校もされてますから、それがこの期間にどれぐらい発揮されるのか、なかなか測るすべもないんですけども、とはいえやはり重要な2週間であることは間違いありませんので、また春休みの状況なんかも、校長とも連携しながら、どんなことをやってますかっていうようなことは情報収集していきたいと思います。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、前回の定例会において、豊田委員さんから、教員の教育研究会への参加状況についての御質問がありましたので、説明をお願いします。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。教育研究会の加入状況について御質問をいただいております。

尾道教育研究会は、学習指導要領等の法令にのっとり、尾道市教育委員会の指導の下に、教職員の自主的、創造的教育研究活動を行い、尾道市立小・中学校教職員の資質向上と小・中学校教育の振興を図ることを目的として設立されている任意団体でございます。

令和4年度の教育研究会の加入状況は、小学校教科部会は92.0%、領域部会は99.1%、中学校教科部会は86.4%、領域部会は84.0%となっています。

教育公務員特例法第21条には、教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研修と修養に努めなければならないとされております。教育委員会としましては、尾道教育研究会に加入し、研修していくことが当然望ましいと考えておりますので、今後も校長を通して加入を促す取組を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○豊田委員 これは何年か前からですが、組織された頃も組織率が100%にならなかったですね。それから以降、少しずつは増えていってるんでしょうか、それが1点と。

それから、特に中学校が86.4%と84%とおっしゃったんですが、中学校の場合は教育研究会に入らないで、1人ずつは個別に研修をするということですかね。定例会がありますよね、みんなが一斉に研修する日が、そんなときには入

ってない方たちは、研究会には行かないで、学校で自主研修するようになって
いるんですか。2点お尋ねします。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。毎年、加入状況については経年で
調べているんですけども、大体もう横ばい状況です。ですから、ベテラン教員
の中で、どうしても自分の思想の中で入らないと言われる方はずっと入ってお
られません。そういった状況ですので、毎年、校長とも取組をさせていただいて
るんですけども、なかなかその部分が増えていくということは今のところでき
ていないという状況です。

ただ、やっぱり研修をして、それが子供たちの授業に返っていくようなこと
をするのが教員だと思いますから、その部分は今後も加入を促す取組というの
はしていかなければいけないと思っています。

それと、例えば加入してない教職員は、一斉研のときには学校での勤務をし
ております。ただ、学校の中で研修をしているのかどうかは分かりませんけれ
ども、勤務をしているので、教材研究なり、校務分掌の仕事をされたりとか、
そういうことはされている、当然クラブはないですので、そういうことはされ
てるんじゃないかというふうに思います。

○村上委員 教職員は研修する義務はあるわけですよね、義務としてはある。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。努めなければならぬですから。

○村上委員 義務はある。公務員ですし。研修をしてない人もいるというこ
とですよ。これって普通、世の中だったら懲戒処分になったりするんですけど、
私らの世界は少なくとも懲戒処分になるんですけども、それってそれで許され
るんですか。私は思想として研修は受けませんっていうのは許されるのかどう
か、教員の世界で。要は、公教育だから、同じ質の教育を子供たちに提供しな
いといけませんよね、それは確かにばらつきはありますけど。私は研修を受
けませんという教員があっというものだろうかとは私は率直に思うんですけど
も、そこはどんなんでしょうか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。研修については2通りあるん
ですね。1つは法定研修、法令に基づいた研修です、いわゆる指定研修というふう
に言ってるんですけども、それと今回の教育研究会のような自主研修というふう
になります。ですから、当然法定に定められた初任研でありますとか、中堅
研修とか、また校長研とか、教頭研とか、県がやられている主任研、これらに
ついては受けなければいけない、対象になっている者は本市においては当然全
ての教員が受けております。

ただ、自主研修になりますと、本人の自主性というところもありますので、

法令の枠にとらわれてないですから、処分をされるとか、そういったことにはつながらないということです。ですけども、やはり子供たちに返っていくことですから、研修の場を十分に生かしてほしいということは思っておりますし、教科ごととか、領域ごとに先生方が集まって情報交換をする中に、ある学校の先生が誰もいないとか、そういうことは避けていきたいと思っておりますから、今後も促す取組っていいですか、これはしていこうと、していかなければいけないと思っております。

○木曾委員 自主性とかってということでの理解はできるんですが、その状態で各学校が同じ質の教育の提供ができるんですか。学校方針、組織としての教育っていうのがあると思うんです、各学校の、校長先生を中心にした、その教育の提供っていうのはちゃんとしていただけるんですかね。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。義務教育ですから、これまでも繰り返し私も言わせていただきますけれども、どの学校に行っても同じ質の教育が受けられるようにしていくのが教育委員会の仕事だというふうに思っております。

そういったことから考えますと、教育研究会の中で、例えば算数部会なら算数部会をやられたときに、今年度はこういう方針でいきましょうとか、こういう新しい指導方法があるよとか、いい事例があるよといった情報共有をされています。それがされない学校もあるということになりますと、それは子供たちにとって不利益になる可能性もありますから、そういったことをなくしていくように、全ての教職員に賛同をいただくというか、全ての教職員が入ってよかったと思える教育研究会にもしていけないといけないと思っておりますし、意識改革も図っていかなければいけないというふうには思っております。

○村上委員 学校の中が透明性があれば、何とか保護者のほうで対応できると思うんですよ。この先生は研修を全くしてないね、ああ、悪いけど今年当たっちゃったというような形、ほいじゃあ自衛策として自宅で教えましょうということが出来るんだけど、それも言えませんよと。うちの学校には3人ほど全く研修を受けてない先生がいるけど、それは言えませんっていうスタンスだろうと思うんですよね。それっていいんですか、今の時代に、全く透明性のないようなことをして。

以上です。

○奥田委員 一般的に学校現場では、各学校でそれぞれ研修しますよね。今年度の研究テーマはこれにして、こういうテーマにするためにはどういうアプローチをしていくかというふうな、これはもう日常的に各学校が主体的に全教員を

集めて職員会議とか、そういうな中で研修をまずします。ですから、全然研修がないということはありません世界なんですね。だから、学校でこういう方針で今年度は研究テーマでやるというのは、研究部が中心になって皆さんで研修するというので、今問題になってるのは教育研究会という任意の教科とか教科外のところでの自主的な研究組織で、年間どのぐらいですかね、研究する時間としては。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。最低3回はあります。

○奥田委員 3回、3日間ですかね。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。3回以上です。

○奥田委員 3日間ぐらいあるということで、それなりの時間だと思いますけど、それは100%入ってみんなが研修するというのは当然理想ですけれども、そのところは任意の教育団体ということになつとるから、強制はそこはできないという。ただ、研修は基本的に各学校がやってるはずですよ。だから、その中で、生徒指導の研修もあれば、教科指導の研修もあるし、それはテーマを決めて、各学校の中で意識統一しながらやっているということですよ、実体的には。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。研修は、当然校内研修ということで、不祥事に関する研修であったり、教育研究に関する研修、これは年に1回は必ず全員教諭は授業研究をするということで尾道市では徹底してやっておりますし、授業公開や公開研究会、公開研究会も3年に1回は必ずということで、外部から見ていただいて意見をいただくというようなこともやっておりますので、本当に研修をしてない教員というのは現実的にはいないとは思いますが、自主性とか、積極性というのは、授業の中に現れてくるものだと思いますから、この部分は今後も一人一人の教員の状況を見させていただきながら、指導を継続していかなければいけないとは思っております。

○豊田委員 そのとおりなんですけれども、自分の主義主張で研究会に所属しないとか、自主性とはいっても、研修を共同でしているわけですから、市内全体で、それが主流ですから、それに自分は主義主張が合わないから入らないとかというふうなことが、以前はいろんなことがありましたので、ここでもう言いませんけど、ありましたけれども、それからもう随分年数がたっていますから、尾道の教育も正常化しているように思うんですけど、それでも前の意識と同じように主義主張が違いますから入りませんで済ませていいのかなという疑問を持つんですよね。そういう人に対して、教育をみんなですていこうというふうな視点に立ったときに、何が疑問であったり不安なのかというふうなこと

を明らかにしながら、一緒に足並みそろえてやっていこうというふうな、そういうふうな形になったほうが理想であると思うんですけども、その改善策として何かありますでしょうか。

○村上委員 その主義主張というのは、研修をしないというふうな主義主張なんですか。それとも、何か宗教上の理由があるとかあったんでしょうか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。これまで是正指導以降、是正指導の前は職員団体主導のこういった研究組織があって、そちらに皆さん入ってやっていたという流れから、是正指導以降、教育委員会の指導の下に、こういった任意団体ができてきたという流れがございます。そういった流れの中で、過去の流れを引きずっておられる方は、この教育研究会というのが尾道市教育委員会の指導の下にこの会が開かれているということについて納得されないということに入らないということをおっしゃられているということだというふうに認識しております。

ただ、先ほどから申しましておりますように、研究と修養に努めなければならぬと法でも定められておりますので、法定研修ではないにしても、研修の場というのは教員として大切にしてもらって、ここは話をしていかなければいけないと思っております。

○佐藤教育長 じゃあ、よろしいでしょうかね、このくらいにさせていただきます。

もう一点、村上委員さんから、通学路での交通事故の認知率、発生率についての御質問が前回ありました。こちらのほうの説明をお願いいたします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。2月24日に行われました教育委員会定例会におきまして、長江通りの交通事故の発生件数について御質問をいただきました。

尾道警察署の交通課に過去3年間について聞き取りを行いました。長江3丁目交差点から長江口交差点までの人身事故の発生件数ですけども、令和2年は車両同士の事故が1件、令和3年はゼロ件、令和4年は、これ聞き取りを行った日まででございますが、車両同士の事故が1件、それから人と車両との事故が3件の合計5件でございます。また、子供が関わる事故は、この3年間には報告がないということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第7号尾道市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第7号尾道市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則案につきまして御説明を申し上げます。

議案集12ページを御覧ください。

こちらの改正理由でございます。尾道市教育委員会教育長事務委任規則に基づき、教育委員会の権限の一部を教育長に事務委任しておりますが、教育委員会の議決を要する事項の範囲を現在の運用に合わせて見直しを行うため等のため、本改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、16ページからの新旧対照表で御説明をいたします。

左側の改正前、現行の条文で、右側が改正後の条文でございます。

まず、第1条では、教育長に委任することができない事項を限定列挙しております。

まず、旧の欄の第3号と第10号は、議会の議決に付すべき契約や財産の取得等の基準との整合を図るための改正です。金額によって一律に定めるのではなく、条例が定める金額以下において教育委員会会議で議決することが適当である場合を考慮し、重要なという表現としております。

次に、旧の欄の第4号では、校長と教頭の任免、その他の進退について内申することを定めております。実際には、管理職として、総括事務長と事務長も対象としておりますので、新第5号として、全ての県費負担教職員を対象とする規定に改め、次のページに記載しておりますが、新第4条第1号では、管理職以外の教職員の内申は教育長で専決することとして、現在の運用に合わせる改正としております。

次に、旧の第6号の規定は、人事の一般方針を定め、懲戒を行うことについて、県費教職員を対象としているのか、事務局職員等を対象としているのか分かりにくいいため、新第7号として規定したものでございます。

次に、旧の第13号の規定となりますが、内容的に変更となるものはございません。

第1条の最後となりますが、新第18号と第19号につきましては、今回の改正で新たに規定するものとなりますが、第18号の文化財の指定や解除は、本日、

議案第15号にもございますが、これまで協議いただいております事項となります。第19号は訴訟などに関する事務を規定するものでございますが、県内他市の規則のバランス等を考慮し、定めるものでございます。

次に、第3条についてでございますけれども、法律の規定に合わせ、教育長において処理するから、臨時に代理するの表現に改めるものでございます。これも現在の運用が大きく変更となるものではございません。

次に、第4条は、教育長の専決事項を新たに定めるものでございます。

第1号については、先ほど御説明しておりますので、省略させていただきます。

第2号は、教育委員会事務局の部課長や公民館長などを任免することや、懲戒処分、病気休職を除く休職などの分限処分については、これまでどおり、教育委員会会議の議決とし、それ以外の職員については、教育長の専決とするものとしております。

第3号と第4号では、教育委員会が定める規定のうち、軽微な改正や事務処理手続を定めたものなど、住民に周知させる必要のないものについては教育長の専決とすることとしております。

次に、第5条として、これまで第3条第2項や第4条で定めておりました。教育委員会会議での報告について、集約して定めることとしたものでございます。

なお、改正規則の施行期日は本年4月1日としております。

以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

○村上委員 第3号のところの1件300万円が重要なというふうに変ってるんですけども、これは恣意的な運用になるようなことはないということでこういうことになってるのでしょうか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。こちらの運用につきまして、重要な工事というようなやや抽象的な表現ではございますけれども、こちらについては、運用上、基本的には市議会における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、こちらのほうに準じて運用させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、ないようですので、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第8号尾道市教育委員会事務局組織並びに処務規則の一部を改正する規則案及び議案第9号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第8号と議案第9号は関連がございますので、一括して御説明をさせていただきます。

こちらは、国家公務員法等の改正法が令和5年4月1日から施行されることを踏まえまして、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、最終的に65歳とすることから、令和4年12月の市議会定例会において条例改正を行いました。

今回、議案2件は、市議会において定年延長制度創設に当たりまして、尾道市職員の定年等に関する条例の一部改正をする条例案、それから地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案が議決されることに伴いまして、関連する教育委員会規則等の整備を実施するものでございます。

こちらの定年引き上げのポイントについてでございますけれども、1点目といたしまして、段階的な定年引き上げというところがございます。現在、60歳となっております職員の定年年齢でございますけれども、こちらのほうが令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げられていきます。そして、令和13年度以降、一律65歳となる予定でございます。

2点目といたしまして、役職定年というものが導入されます。管理監督職の職務上限年齢制というものになります。こちらのほうは、定年延長となることで滞る懸念のある組織の新陳代謝を確保し、組織の活力を維持するためのものでございます。管理監督職の上限年齢を原則60歳とするものでございます。

3点目といたしましては、再任用制度について、従来の再任用制度を定年前再任用として暫定再任用として整理するということが1点、それから定年前再任用短時間勤務制というものを、60歳以降、定年年齢が65歳になりますので、定年年齢前に退職した職員について、短時間勤務の職で再任用をすることができるようにするものでございます。

もう一つ、暫定再任用制度につきましては、現在の再任用制度と同等のものでございまして、定年の段階的な引上げの期間中、定年退職をした職員についても、65歳までは同様の制度を利用できるよう、雇用を確保しようとするものでございます。

以上の御説明を踏まえまして、議案第8号の尾道市教育委員会事務局組織並びに庶務規則の一部を改正する規則については、定年延長制度の創設に当たり、管理監督職の上限年齢制を導入することで、管理監督職の上限年齢による役職定年となる職員について、課長補佐級の職員として配置するため、第7条中、主幹の後に調整幹という職名を加えまして、その職務について明記するものでございます。

続きまして、議案第9号の尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令につきましても、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、関係箇所を修正するものでございます。

御説明については以上でございます。

○佐藤教育長 御理解いただけたでしょうか。

それでは、御意見、御質問はいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第8号及び議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第10号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第10号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。

28ページをお開きください。

本議案は、表記の教育委員会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、文部科学省の事務連絡に基づき、教育課程の様式

の見直しを行うとともに、教務主任等承認及び教務主任等変更承認の様式について必要な項目を加えるとともに、押印廃止に伴う変更を行うための規則改正となります。

新旧対照表で説明をいたします。

32ページをお開きください。

改正前の規則では、第41条に、学校に、前2条に規定するもののほか、必要な主任等を置くことができる」とあるところを、第40条の2を新たに設け、学校に研究主任を置くことができる、第2項に、研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる、第3項に、第39条第5項の規定は、前1項の研究主任の発令について準用する」といたします。

また、第40条の2を設けたことに伴い、第41条中、前2条とあるところを前3条といたしました。

これは、改正前の規則が第39条で、教務主任、学年主任、保健主事を置くことについてとそれぞれの職務について、また、第40条で、中学校に生徒指導主事、進路指導主事を置くことについてとその職務について定めておりましたが、研究主任を置くことについての規定がありませんでした。現在、尾道市立小・中学校では全ての学校で研究主任が命課されており、研究主任が中心となって授業改善や学力向上に向けた取組を推進していることから、規則の上でも研究主任を置くことと、その職務を明確化したものでございます。

それから、34ページを御覧ください。

このことに伴いまして、教務主任等について、校長が教育委員会に事前に提出する様式第20号、教務主任等承認申請書というものですが、ここに研究主任を記載する行を新たに加えました。

また、34ページに合わせて、35ページを御覧ください。

様式第20号、先ほど言いました教務主任等承認申請書、それから35ページの様式第21号、これは教務主任等変更承認申請書というものでございますけども、旧とありまして、原本と写を各1部提出願いますというふうにあるところを、令和3年11月26日の規則改正により押印を廃止したことから、現在は主にデータで提出されておりますので、旧、原本と写を各1部提出願いますという文言を削除したものです。

戻りまして、33ページを御覧ください。

これは、通級指導における特別の教育課程を学校が編成する際に教育委員会へ届け出るための様式となります。現在の様式では、通級指導教室ごとの各教

科の時数を記載することとなっておりますが、文部科学省の事務連絡により、通級指導に関わる教育課程上に届出日、対象者、指導時数、指導期間、指導内容、指導形態、指導教員を記載する必要があるとされたことを受け、新様式に改めるものでございます。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

ちょっと確認じゃけど、研究主任の部分は、これも文部科学省の事後連絡の内容ですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。失礼いたしました。文部科学省事務連絡によりますのは、33ページに記載の通級指導のこの記載事項についてのものがございます。

研究主任につきましては、これまで研究主任の記載がここにはなかったわけですが、これはなぜかと申しますと、その基になります学校教育法施行規則の中に、研究主任の定めがないからなのです。そういったことで、この規則には研究員の定めがなかったわけですが、先ほど申し上げましたように、実態として全ての学校で研究主任が命課され、活躍をしておりますことから、実態に合わせ、改正するというにしました次第でございます。

○佐藤教育長 ちょっと分かりにくいのが、法というんか、国の制度上はこの研究主任はあったけど、尾道市においてそれが明記されてなかったのか、そこら辺のところははっきりしない。尾道的に漏らしてたのか、国の成り立ち上、漏れてて、今回変えたのか。そこら辺の説明が曖昧のような気がするんじゃけど、そのあたりはどんなんですか。皆さんは理解されたのか、私だけが理解できてないのか、その辺が分からなかったんで。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校が置く主任につきましては、学校教育法施行規則に定められております。その中で、従来からある規則で言えば教務主任でありますとか、生徒指導主事、保健主事などにつきまして学校教育法施行規則に定められておりますけれども、研究主任については学校教育法施行規則には定められておりません、これは現在も定められておりません。ですので、尾道市の中で漏れていたというわけではありませんが、実際の問題として、この規則の中にその他の主任というふうな表現もありますので、研究主任というものを設けて、各校の授業改善や教育研究に主導的な役割を果たしておりましたので、この際、規則の中にも明記をしたということでございます。

○佐藤教育長 ですから、国の施行規則の中にはないんですね、研究主任ってい

う項目は。尾道は実態と合わせて、より実態に沿うように今回見直しをかけたという理解でいいんですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。学校教育法施行規則の中には、研究主任というものは特別に明記はされておられません。ただ、学校に必要なに応じて主任を命課することができるというふうにありますから、その条文を利用して研究主任をこれまで、広島県といいますか、全国的には命課してきているということがあります。ただ、実態的には、尾道市では研究主任を命課している実態があります。

一番困りましたのが、この34ページに、これは法に基づいてというか、学校管理規則に基づいて教務主任等、この者を主任として命課してよろしいかという教育委員会に伺いを立てる書面なんですけれども、この中に研究主任がこれまでなかったんです。ないと、学校のほうも主任として命課するのに、教育委員会に承認を求めるすべがないということが学校からも強く要望がございまして、今回、研究主任を管理規則の中に入れさせていただいて、職務を明確にする中で、この様式の中にも研究主任を新たに入れさせていただいた。この様式の根拠になるのが、今回改正をお願いしている条文の中に表れた、だから研究主任というのを改めてここに記載させていただいたということの流れになります。

○佐藤教育長 分かってるつもりだけど、じゃあ国の施行規則の中には例えばないと、広島県ではほとんどの自治体で研究主任を置いている。だから、それで言うと、うちはこの規則の中でそういう対応を取れてなかったけれども、ほかの自治体は実際に施行規則にはないけれども、この管理規則の中に入れ込んでやってた、うちのほうは後ればせながら、実態に合わせて、今回入れようとしてる、そういう状況でいいんですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。この改正案をつくるときに、近隣の自治体のほうも調査をさせていただいて、実態に応じて研究主任を自治体の管理規則に入れられてるところもありました。逆に、ないけども、研究主任を命課している自治体もありました。

ただ、やっぱり本市は実態に合わせた運用というほうが望ましいと判断いたしまして、今回、このような改正を提案させていただいてるということでございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。やっとよく分かりました。

○奥田委員 これ入れられたという経緯は分かりましたが、これまでよく研究主任というのは、いろんところで彼が研究主任ですというような紹介は受けて

ましたが、それは今までは命課されてないというんでしょうか、いわゆるあなたを何々教諭を研究主任として認めますということは、教育委員会として認めていなかったんでしょうか、今年度までは、そのあたりはどうなんですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。これは、研究主任としては、現実には命課をしておりました。教育委員会に主任命課のこの申請書、これ申請書なんですけども、それ以外にも、校長から県教委に報告する書面がございまして、その中に研究主任を命課したかどうか記載するところがありますので、それについては研究主任として校長が命課をしているということにはなっておりました。ですから、いわゆる二重スタンダードがあったといえますか、県教委に出す書類と市教委に出す書類が研究主任のところがあやふやになっていたところがありましたので、その統一も兼ねて明確化させていただいたということでございます。

○佐藤教育長 より正しく伝えるということですよ。

ほかはどうでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第11号尾道市公民館長の任用についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第11号尾道市公民館長の任用について御説明をいたします。

議案集36ページを御覧ください。

本案は、別紙37ページと38ページに記載している方を尾道市公民館長として任用したいので、教育委員会の御承認を求めるものでございます。

本市では、この37、38にございますように、28名の公民館長を任用しているところでございますが、今回、4名の方が新しい方で、24名の方が更新、継続の方となっております。

新たにお問い合わせする4名の方でございますが、いずれも地域が推薦された方でございますが、この選任に当たっては、地域で話し合いをされたり、あるいは公募などで決定されております。

この4名の方は、企業でお勤めの後、退職を機に地元に戻ってきた方、また地域にずっとお住まいで、町内活動、こういったものをずっとされている方などでございまして、いずれの方もそれぞれの地域の事情に明るい方となっております。

37ページの表の一番上のところに任用期間がございしますが、任用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

また、38ページ、表の一番下のところでございしますが、男女の内訳で、男性24名、女性4名で、ここに記載はしておりませんが、女性の割合は14.3%となっております。また、平均年齢は65.6歳となります。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第12号尾道市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第12号尾道市スポーツ推進委員の委嘱につきまして御説明をさせていただきます。

議案集39ページを御覧ください。

尾道市スポーツ推進委員の任期満了に伴いまして、尾道市スポーツ推進委員に関する規則の規定に基づき、別紙、これは40ページ、41ページでございしますが、別紙にあります名簿に記載の65名の方を委嘱するものでございます。

スポーツ推進委員の方でございしますが、地域におけるスポーツ推進を担っていただいている方でございまして、学校や公民館などでのニュースポーツの普及、あるいは体力測定の実施、また教育委員会が行うスポーツ行事の運営のお手伝いをいただいたりしているところでございます。

40ページの一番上のところでございしますが、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

また、41ページ、最後のところでございしますが、委員の男女別のところでご

ざいます。男性47名、女性18名の合計65名の方、平均年齢は60.3歳、女性の割合は27.7%でございます。

以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問いかがでしょうか。

ちょっと私聞いてみるんだけど、そもそもスポーツ推進委員の自分の認識は、定数が100という数字だったように従前記憶をしとるんだけど、今の時代背景も含めて、それが77ぐらいから70になって、今、今年が65ということになっ
とるんですが、そのあたり、定数との絡みからいったときに、現状の部分で十分対応ができてるのか、不足して、市民のスポーツ推進に影響があるのか、そのあたりのところはどんなんでしょうか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。このスポーツ推進委員の方でござ
いますが、それぞれの地区の体育協会のほうに所属しております。教育委員会
としましては、それぞれ地区の体育協会から、例えば3名、このスポーツ推進
委員の方を推薦をしてくださいというような御案内をしているところですが、
実際にはなかなか3名の方を推薦できてない状況がありますので、現状、この
65名の形になっております。

ただ、この65名の方が、スポーツの取組にいろいろ御協力いただいております
して、この人数で決してスポーツが十分できてないとか、そういったことはご
ざいませぬ。それぞれの地区の体育協会のほうで様々な取組をしていただい
ておりますので、地域の皆様の健康づくりには十分寄与しているところだと認識
しておるところでございます。

以上です。

○木曾委員 これって各地域の体育協会から推薦をもらうということで、地域で
まばらじゃないですか。御調、向島、因島、瀬戸田っていうのはたくさんいら
っしゃいますけど、そのほかの地域は少数ですし、勤続年数が30年、これは体
育協会での年数ということなんですか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。こちらはブロックごとにこうい
うふうに分かれておまして、割当てというのが、すみません、今ちょっとすぐ
にはお答えできないんですけども。

勤続年数、こちらのほうはスポーツ推進委員になっていただいたからの勤続
年数になりますので、そちらの通算の年数となっております。

○木曾委員 ということは、この一番最初の有木さんだと44年じゃないですか、
スポーツ推進委員っていうのは44年前からあってっていうこと。ここのスポ
ーツ推進委員がそもそも、ごめんなさい、私は分かってないので、任期の満了と

どうか、何十年でもできるということですか。

○佐藤教育長 昔は体育指導員言うて、体指、体指と言っていましたよね。それが制度が替わって、スポーツ推進委員になったのが何年前だったか、ごめんなさい、そこは定かでないんだけど、多分これは体育指導員からスポーツ推進委員を通算してた年数になってると思います。

○木曾委員 何年でもできる。生涯できる。

○佐藤教育長 生涯って。答えれなかったら、答えられるんなら答えてもらって、答えられなかったら次回に遅らせても、いい加減なことは言いにくいんで、そのあたりは、それを踏まえて回答してもらえますか。

○井上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。分かりました。任期につきましては、特に上限というのは、規定上はございません。2年の任期ということで、再任は妨げないというような規定がございますので。

以上でございます。

○佐藤教育長 大抵30年とか、35年とかのところで、国とか全国とかというレベルで表彰制度があったんで、長い方も当然市から県へ行っって、国レベルの組織もあったと思うんで、そういう形で表彰制度もあってこうなっとられると思います。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 数の問題は別として、機能しとるということなんで、ないようでしたら、これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第13号尾道市立美術館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○村上美術館長 教育長、美術館長。議案第13号尾道市立美術館協議会委員の委嘱につきまして御説明させていただきます。

議案集42ページを御覧ください。

本議案は、尾道市立美術館協議会委員の委嘱を、別紙の43ページの名簿に記載のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めますのでございます。

提案理由でございますが、委員の任期満了に伴い、尾道市立美術館協議会規

則第2条の規定に基づき、別紙、43ページの名簿のとおり、委員を辞職するものでございます。

尾道市立美術館協議会でございますが、博物館法に基づき、条例で設置を定められた期間で、尾道市立美術館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べることができます。

43ページに、委員の一覧をおつけしております。

委嘱する方の選出に当たっては、条例の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員を選出しております。

11名の委員のうち、再任の方は8名、新任の方が3名となっております。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間でございます。

男性8名、女性8名で、平均年齢65.9歳となります。

御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第14号学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第14号学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。

44ページをお開きください。

本議案は、学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、尾道市学校運営協議会規則第7条第1項に基づき、委員選考委員会から推薦があった別紙の者に学校運営協議会委員を委嘱するものです。

令和4年度まで、土堂小学校、向東地域、瀬戸田地域、吉和地域、浦崎地域の小学校1校と4つの中学校区に学校運営協議会が設置されておりましたが、令和5年度から新たに日比崎中学校区、御調中学校区に学校運営協議会が設置

されます。

なお、学校運営協議会委員の委嘱期間は、全ての学校運営協議会で令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

45ページをお開きください。

土堂小学校学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、再任7名、新任1名でございます。男性5名、女性3名の計8名で、女性の割合は38%、平均年齢は55.4歳でございます。

46ページを御覧ください。

吉和地域学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、再任7名、新任2名でございます。男性は6名、女性は3名の計9名で、女性の割合は33%、平均年齢は60.8歳でございます。

47ページを御覧ください。

令和5年度から新たに設置される日比崎地域学校運営協議会のこのたびの委員の委嘱については、新任8名でございます。男性5名、女性3名の計8名で、女性の割合は38%、平均年齢は50.4歳でございます。

48ページを御覧ください。

浦崎地域学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、再任7名、新任1名でございます。男性5名、女性3名の計8名で、女性の割合は38%、平均年齢は59.3歳でございます。

49ページを御覧ください。

向東地域学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、再任8名、新任1名でございます。男性5名、女性4名の計9名で、女性の割合は44%、平均年齢は55.1歳でございます。

50ページを御覧ください。

令和5年度から新たに設置される御調地域学校運営協議会のこのたびの委員の委嘱につきましては、新任8名でございます。男性4名、女性4名の計8名で、女性の割合は50%、平均年齢は54.0歳でございます。

51ページを御覧ください。

51ページの資料の訂正をさせていただきます。

51ページの資料では、表題に令和5年度瀬戸田地域学校運営協議会委員の委嘱についてとなっておりますが、正しくは、令和5年度瀬戸田小学校・中学校学校運営協議会委員の委嘱についてでございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

瀬戸田小学校・中学校学校運営協議会委員のこのたび委嘱については、再任

が9名でございます。男性が5名、女性が4名の計9名で、女性の割合は44%、平均年齢は59.2歳でございます。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問はいかがでしょうか。

○豊田委員 質問なんですけれども、学識経験者というのがあるところとないところとありますよね。これは地域によって自由なんですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今、学識経験者がある地域とない地域があると御指摘をいただきました。

学校運営協議会規則がございまして、その中に、協議会の委員につきましては10人以内とし、今から申し上げる者のうちから選ぶというふうな規定がございます。保護者、地域住民。

○佐藤教育長 資料の44ページに。

○三浦学校経営企画課長 失礼しました、資料の44ページの下の方の段にございます。続けますと、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者とございますので、この全てについて必ず任命をしないといけないというものではございません。各地域の中で選考、推薦をされて、学識経験者を上げられている地域と上げられていない地域があるということでございます。

○豊田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかにいかがでしょうか。

これはこれでいいんだけど、学校運営協議会委員の委嘱がこの3月の段階で出てきて、学校の評議員とか評価審査委員が出てきてないのは何か、直接この議案がどうこうじゃなくて、その辺は何か意図があるんですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。毎年御指摘をいただいているような御質問であるところでございますが、説明いたします。

学校評議員につきましては、設置要綱というのがございまして、その中にどのような者を推薦するかというようなところで、PTA、それから地域団体、青少年育成団体、関係機関などの関係者の中から、それから学校関係者評価委員会につきましても、設置要綱の中にPTA役員、地域住民、その他の当該者の関係者のうちから推薦を行うという規定がございます。

PTA役員というふうに申し上げましたが、新年度のPTA役員を選考するのが多くの学校で4月中旬となりますので、PTA総会などの場で決するということとなりますので、それをもって推薦をしていただくというような形にな

っております。

○佐藤教育長 申し訳ないが、それは答えになってなくて、例えば45ページは、1号委員のところ（予定）で見込みで出てる。じゃあ、これができるんだったら、その評議員や学校関係者評価委員だって、予定として、3月のタイミングで4月の想定をして出せるということになるので、今の部分は単純に答えになってるとは思えないので、これはこれでいいので、これを全く否定しないから、議案としてはいいんじゃないけど、これを出せるのなら、ほかの部分も出せる可能性があるんで、それは今後のところで整理をしてくれればいいので、すいません、混乱させてはいけない、そういうことで。

ほかにいかがでしょうか。

○木曾委員 先ほど瀬戸田のほうの名称は修正があったんですが、この学校運営協議会っていうのは、土堂だと小学校単独の運営協議会、ほかの吉和地域とか、日比崎地域というのは小・中合わせた地域の運営協議会、瀬戸田は地域ではなく、小学校、中学校っていう、ただ名称だけの問題なんですか、どう違うんですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。土堂小学校のみが小学校単位とした設置でございます。これは、土堂小学校の学校運営協議会が平成17年とかなり全国的にも早い段階での設置というふうになっておりまして、そのときには地域での指定ということ想定をしていなかったと、その後、小・中連携を重視していくという考え方の中に、今年度からは尾道教育総合推進計画の中にも明記をしておりますが、小・中一つになってやっというふうと、中学校区を単位として指定をしていこうというふうの方針を変えております。

瀬戸田地域についてですけども、これは名称が瀬戸田小学校・中学校学校運営協議会というふうになっておりますが、中身的には地域、中学校区を単位した指定でございます。

ただ、設立当初に若干の議論がございまして、生口島、瀬戸田の中に因島原町、因島洲江町がございまして。そうしたことから、瀬戸田というふうな名称をつけていいのかという議論があったというふう聞いております。そこで、瀬戸田小学校・中学校という名称にしたというふう理解しております。

○佐藤教育長 ほかはいかがでしょうか。

○豊田委員 土堂小学校の場合は、できた過程から考えて単独でというふうなお話があったんですが、これから統廃合へ向けて、長江校区ですかね、名前がまた変わりますけれども、そうすると、統合へ向けて考えていくとすれば、土堂の1校だけではなくって、土堂、長江とか、それから久保も一緒になりますか

ら、そういった変更していくことが可能なんでしょうか。それとも、このまんまでいくんでしょうか。やっぱり運営協議会というのは、今日、聞いたらすごく大きいような、意味合いが非常に重要なようなので、そうすると一緒になるということに向けては、4つの学校が一緒に考えていくとか、そういうふうな方向に転換していくようになりますかね。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今豊田委員に御指摘をいただきましたとおり、やはり統合という方向性が決まりましたら、我々教育委員会が提案している統合案、久保小学校、それから長江小学校、土堂小学校の統合校が1校、それから山波小学校、そして2つの中学校が統合して一つの中学校になるわけでございます。この中学校区を単位として、1つの学校運営協議会を設置し、地域全体で学校を支えていく、そういう体制をつくっていくというふうに考えております。

○豊田委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第15号尾道市指定文化財の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○新宅文化振興課長 教育長、文化振興課長。それでは、議案第15号尾道市指定文化財の指定について御説明いたします。

52ページをお開きください。

本議案は、尾道市文化財保護条例第3条により、尾道市指定文化財として別紙のとおり指定したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、尾道市文化財保護委員から尾道市指定文化財として指定することが適当である旨、答申された物件について指定を行うものでございます。

物件については53ページを御覧ください。

尾道市指定文化財として指定する物件は、木造十一面観音菩薩坐像、木造聖観音菩薩坐像及び木造如意輪観音菩薩坐像の3点で、管理者等につきましては記載のとおりでございます。

本物件は、国内で類例を見ない独特の組合せによる三尊一具でございまして、美術的に希少性の高い様式美を備えているとともに、中世の瀬戸内地域における仏師の活動状況を考えていく上において、学術的にも貴重な位置づけであると評価されているものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問でございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第16号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

本案の審査ですが、人事案件ですので、非公開が適切かと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 じゃあ、異議なしと認め、議案第16号は非公開とします。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

それでは、これより非公開に入りますが、その前に、その他として、委員の皆さんから何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。佐藤教育長におかれましては、この3月31日をもって任期満了を迎え、退任をされます。

本日が最後の教育委員会ということになります。

平成25年就任以来、これまで10年間にわたり教育委員会を支え、本市の教育振興のために御尽力をいただきました。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、一言、教育長様のほうより御挨拶をお願いいたします。

○佐藤教育長 教育総務部長さんのほうから御紹介をいただきました。この3月

で退任という運びになりました。3期10年間ということで、本当に教育委員の皆様方、それから職員の皆さんには大変お世話になり、ありがとうございました。

一言で10年間と言いますけれども、長かったような、でももう毎日が課題がたくさんあって、本当に短かったなあという思いも、過ぎてしまえばということで、しております。

10年たってみて、振り返ってみて、何ができたか、何を成し遂げたのかなあというのをいろいろ考えるわけですが、やっぱり教育は百年の大計と言われたように、なかなか一筋縄ではいかないなというのが本当に率直な思いです。皆さん方にいろいろ協力していただく中でも、何がなせたんだろうかなと、私自身がこの10年間で一番感じたことは、今日もそうなんです、学校へ行ってみて、途方もなく子供たちがいとoshiiなというように思えたことが、私にとってこの10年間の最大の御褒美だったかなというふうに思っています。最後の職がこの教育に関わることができて、本当に幸せだったなあというのが今の思いです。

4月以降はゆっくりさせていただこうと、今後の人生の筋道を整理できる期間にしたいなというふうに思っています。

皆様方には、今後、新しい宮本新教育長さんの下、新たな、変わらないと思いますけど、尾道の子供たちが尾道で勉強してよかったなあという教育になるように、宮本新教育長を支えていただきながら、いい教育委員会であられることを祈念をいたしまして、挨拶といたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、先ほど決定したとおり、これより非公開となりますので、関係者以外の退席をお願いします。

暫時休憩とします。

午後4時27分 休憩

午後 4 時28分 再開

「議案第16号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについて」

(非公開審査)

○佐藤教育長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は令和5年4月27日木曜日午後2時半からを予定しております。

お疲れさまでした。

午後4時30分 閉会